

令和3年度第1回公聴会及び  
令和3年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和3年6月17日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和3年度第1回公聴会及び第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和3年6月17日(木) 午後1時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和3年6月3日(木)
- 5 通知した議題  
くるまえび及びがざみの採捕の禁止について
- 6 出席者  
(委員:14名)  
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、松野 利夫、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、  
竹本 信正、大谷 誠、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、  
渡壁 勝則  
  
(県及び事務局)  
農林水産部水産振興課 課長 中村 圭吾  
水産振興課 生産振興班 主査 内田 喜隆  
漁業調整取締班 主査 松永 善文  
主査 土井 健一  
主任 伊藤 憲彦  
下関水産振興局 水産課水産班 主任 枝廣 直樹  
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班 主任 久村 悠貴  
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班 主任 柏村 直宏  
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局 事務局長 澁谷 賢司  
書記 藤濱 朋哉  
書記 永尾 洋輔
- 7 公聴会の結果  
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要  
澁谷事務局長 それでは、定刻になりましたが、公聴人の方のご出席がございません  
ので、公聴会につきましてはこれで閉じさせていただきたいと思いま  
す。

(13:01 終了)

## 【委員会】

- 1 開催日時 令和3年6月17日（木） 午後1時01分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和3年6月3日（木）
- 5 通知した議題  
第1号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（知事諮問）  
第2号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）の令和3  
管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について（知事諮問）  
第3号議案 くるまえび及びがざみの採捕の禁止について（委員会指示更新）  
第4号議案 山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起  
業の認可を申請すべき期間について（知事諮問）  
第5号議案 漁業法第67条第8項の規定に係る申請要領（平成16年11月8日施行）の  
一部改正について  
その他（報告事項）  
報告事項1 漁業法第67条に規定する知事命令に係る事務取扱要綱（平成16年12月  
13日施行）の一部改正について  
報告事項2 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について

## 6 出席者

（委員：14名）

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、松野 利夫、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、  
竹本 信正、大谷 誠、松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、  
渡壁 勝則

（県及び事務局）

農林水産部水産振興課	課長	中村 圭吾
水産振興課 生産振興班	主査	内田 喜隆
水産振興課 漁業調整取締班	主査	松永 善文
	主査	土井 健一
	主任	伊藤 憲彦
下関水産振興局 水産課水産班	主任	枝廣 直樹
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主任	久村 悠貴
山口・美祿・周南農林水産事務所 水産班	主任	柏村 直宏
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	澁谷 賢司
	書記	藤濱 朋哉

7 傍聴人 出席者なし

## 8 付議事項及び審議結果

### (1) 議案

第1号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（知事諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

第2号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）の令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について（知事諮問）

【審議結果】

原案のとおり適当である旨、答申することとした。

第3号議案 くるまえび及びびがざみの採捕の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することとした。

第4号議案 山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（知事諮問）

【審議結果】

原案のとおり特に異議はない旨、答申することとした。

第5号議案 漁業法第67条第8項の規定に係る申請要領（平成16年11月8日施行）の一部改正について

【審議結果】

原案のとおり改正することとした。

### (2) 報告事項

報告事項1 漁業法第67条に規定する知事命令に係る事務取扱要綱（平成16年12月13日施行）の一部改正について

水産振興課から報告された。

報告事項2 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について

水産振興課から報告された。

## 9 審議の概要

澁谷事務局長

それでは、ただ今から令和3年度第2回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員定員15名に対して、14名の委員さんのご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは開会にあたりまして森友会長からご挨拶をお願いいたします。

森友会長

皆さん、こんにちは。委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申

上げます。

今年は例年より 20 日以上早い梅雨入りでしたが、気候の方も徐々にではありますが、確実に夏に近づいております。コロナで下落している魚価の値段も気温とあわせて上昇することを願うとともに、この梅雨が恵の雨となることを祈っております。

さて、本日の委員会は、議題が 2 件、報告事項が 2 件となっております。委員の皆様方の慎重なご審議をお願いし、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

澁谷事務局長      ありがとうございます。委員会運営規程第 4 条第 2 項の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、以後の議事進行を森友会長にお願いいたします。

森友会長            それでは議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、大谷委員と小田委員に申し上げます。それでは、第 1 号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

永尾書記            はい。資料の 1 ページをご覧ください。  
山口県資源管理方針の一部改正について、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされています。  
説明については、水産振興課から申し上げます。

内田主査            水産振興課生産振興班の内田と申します。よろしく申し上げます。  
まず、山口県資源管理方針の概要ですが、資料の 2 1 ページをお開きください。  
山口県資源管理方針の一部改正についてです。  
まず、山口県資源管理方針の概要について説明させていただきます。  
これまで TAC 管理は、TAC 法に基づいて実施してきましたが、昨年 1 2 月に改正漁業法が施行され、県内の TAC 管理及びその他の資源管理について定めた山口県資源管理方針というものを制定しています。  
資源管理方針の本文の内容ですが、まず、①資源管理の基本事項として、県には漁業法第 6 条の規定により、国とともに資源管理を適切に実施する責務があり、資源調査、資源評価及び資源管理を行うとあります。  
それから②の特定水産資源、これは所謂 TAC 対象資源 アジとかマダロとかですが、管理の基本が数量管理であること、特定水産資源、TAC 対象種ごとに留保枠が設定できることが書かれています。  
それから、漁獲可能量管理に加えて目合制限などの他の資源管理手法を組み合わせることが可能であることが書かれています。

それから③、TAC 管理以外の手法による資源管理に関する基本事項ですね。

TAC 管理対象種以外の資源管理をどうするのかという問題ですが、国の資源管理方針に即して、必要と考えられる資源管理を組み合わせること。

それから、法第 124 条第 1 項の協定締結を促進すること、これは漁業者のみなさんが資源管理をするために協定を結ぶ規定がありますが、そういったことを推進しますよということが書かれてあります。

それから四番目、その他として、TAC 報告、知事許可漁業、漁業権の資源管理状況等の農林水産大臣への報告する、あるいは情報共有して資源管理に活用すること、それから国の資源管理基本方針が変わるときの対応や、概ね 5 年ごとに県方針を見直すことが書かれています。

それから水産資源ごとの具体的な資源管理の内容は別紙に書かれています。

下の方の 2) ですが、県方針の策定、変更手続きです。

まず、国が資源管理基本方針を策定、変更、それに合わせて県が資源管理方針を作成、③が今回の手続きですが、知事が関係海区漁業調整委員会へ諮問、農林水産大臣の承認の手続きを経て、知事が公示するという流れになります。

今回お諮りする改正内容ですが、22 ページをお開きください。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の追加です。

さば類の TAC 管理は、7 月から翌年の 6 月末までの 1 年間の区切りになります。

このタイミングで TAC 法の管理から漁業法の管理に移るということで資源管理方針に盛り込むものです。

①本文の方ですが、「第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」にさば類を追加するものです。

②の資源管理方針別紙の具体的な中身ですが、まず、資源の名前として「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」になります。

これを県内でどのように管理するかという問題になります。

まあじでも同様ですが、さば類については、中型まき網漁業が県内の 8 割を漁獲しておりますので、中型まき網漁業とその他の漁業に分けます。

水域の書き方ですが、対象とする漁業が「さば類」の採捕を行う水域という書き方になっています。

これは、TAC 管理については属人管理となりますので、県内の方がどこで獲っても県の TAC 管理の対象となりますので、こういう記載になっています。

山口県さば類中型まき網漁業の対象とする漁業は、中型まき網漁業、山口県さば類その他の漁業については、特出しで大型定置漁業、その他、

県内の方が採捕する漁業となります。

漁獲可能期間は、周年。漁獲量の管理の手法等ですが、中型まき網がそのほとんどを獲っているため、中型まき網漁業については、漁獲量の総量管理、その他の漁業については現行水準管理となります。

現行水準管理は、今、獲っている水準以上に漁獲量を増加させないということで、目安としての量は示しますが、その量を超えてはいけませんよということではありません。

配分基準については、近年の中型まき網の漁獲割合が8割ということで、中型まき網漁業へ8割、その他の漁業へ、目安として2割ということになります。

報告期限は、月ごとに翌月10日までとしますが、漁獲枠が逼迫した場合は、陸揚げから3日以内となります。

2) のまあじ、くろまぐろ別紙の文言修正です。

漁獲枠逼迫時の漁獲報告期限を陸揚げ日から3日以内とする規定がありましたが、これに、逼迫の恐れがなくなった場合には、適用除外とする旨を追加するものです。

まあじについて、適切でない文言がありましたので修正しております。

具体的な中身については、15ページからの新旧対照表にお示ししています。

右側が旧、左側が新です。

15ページ、まさばを本文に追加します。

それから、16ページ、第2の1の(4)の②に網掛けで示しておりますが、「漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲可能量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。」を追加しております。

17ページ、18ページのクロマグロについても同様です。

それから19ページ以下が今回新たに加わるまさば、ごまさばの別紙の内容になります。

それです、この後、農林水産大臣の承認があるのですが、この際の軽微な変更については一任をお願いします。

説明は以上です。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆さん、ご意見やご質問はございませんか。

-----意見・質問等なし-----

森友会長

第1号議案の諮問について原案のとおりで適当である旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

森友会長 全員、異議なしと認めます。第1号議案は、原案どおりで適当である旨の答申をすることとします。

続きまして、第2号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）の令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について」、事務局から説明をお願いします。

永尾書記 資料の23ページをお開きください。

令和3年6月9日付で山口県知事から当委員会会長あてに諮問がされています。

内容につきましては、水産振興課が説明いたします。

内田主査 引き続きまして、また内田から説明いたします。

こちらは、先ほどの資源管理指針をご承認いただきましたさば類について具体的にTACを決めるものです。

まずは、その前提となります資源状況について説明します。

25ページをお開きください。

下にまさば対馬暖流系群の生物学的特性について記載しています。

東シナ海、黄海、日本海にかけて来遊する資源になります。

めくっていただきまして、26ページの上の左下が漁獲量の推移になります。

白抜きが日本で、網掛けが韓国になります。直近の2019年の漁獲量は、韓国、日本それぞれ10万トン獲っています。

さば類については、中国もかなり獲っていると考えられますが、漁獲統計があてになりませんので、含めていません。

その右上が資源量の推移になります。

こちら、日本と韓国のもので、漁獲量と同様に90年代から資源が減少しています。

26ページの下が、まさば対馬暖流系群のMSYです。人間が持続的に一番良く魚が獲れるような資源水準ということです。

横軸が平均の親魚量で、縦軸が漁獲量です。この山が一番高くなるところが、持続的に最大生産できる場所となります。

資源が少なくても、多過ぎても人間が獲れる魚の量は減ります。

一番、山の高いところを目指しましょうということです。

計算上、MSYを達成する親魚量が31万トンです。2019年の親魚量が23万トンということで、MSY水準よりは少ないということになります。

27ページの右上の図ですが、神戸プロットです。



横軸に親魚量の比、1はMSY水準で右側だと親魚量が多い、左側だと少ないということになります。

縦軸が漁獲圧です。1.0の水準がMSYを達成する漁獲圧。

それより上は、漁獲圧が高い、下は漁獲圧が低いということになります。

図が白黒で申し訳ないのですが、左上の濃い灰色が信号でいうところの赤信号、薄いところが黄色信号、右下のところが青信号となります。

2019年は、ぎりぎり赤信号のところにあるということです。

27ページの下にいままで説明したことをまとめています。

28ページがごまさばになります。

ごまさば東シナ海系群の生物学的特性を記載しています。

まさばより南に寄った分布となります。

漁獲量の推移ですが、まさばより南方系であるということで、日本の方が韓国よりたくさん獲っています。

ただ、2018年は韓国に高い漁獲が積みあがって、高い漁獲圧がかかったと思われま。中国の数字が含まれていないのは、まさばと同様です。

右上の資源量の推移は、上がり、下がりがありますが、近年、ちょっと少なくなっているという状況にあります。

29ページの上ですが、こちらは、ごまさばのMSYの図で、MSYの水準が10万9千トン、2019年の親魚量が5万2千トンなので、かなり少ない。

下の図は、神戸プロットです。

左上の濃いところが、親が少なく、漁獲圧が高いところ、赤信号のところ。

2019年は赤信号になります。

30ページの上には、ごまさばの資源状況をまとめたものを文言で書いています。

30ページの下の方、資源評価を受けてTACの設定がどうなるかということ。

まさばとごまさばは、市場での判別が困難ということで、まとめてTAC管理をするということ。

これまで、日本で一本のTAC管理がされていましたが、今年度から日本海・東シナ海系群と太平洋系群の2つでTAC管理することとなりました。

山口県については、日本海・東シナ海系群になります。

令和2年の資源管理方針に関する検討会で合意された漁獲シナリオと最新資源評価結果に基づきTACが算出されています。

R3管理年度、2021年のTACは17.82万トンとなっています。

直近3年の漁獲割合で各都道府県への配分が決定され、山口県のTACは、1,500トンとなっています。

33ページをご覧ください。

こちらが、平成20年からの我が国全体及び山口県のTAC設定、漁獲実績になります。

左側に国全体を示しています。我が国全体でみますと消化率が7割から5割で推移しております。

先ほども説明しましたが、令和3年度については、これまで日本全体で管理していたものが、東シナ海と太平洋に分けて管理されることになりましたので、令和2年から令和3年にかけてTACの量がすごく減ったように見えます。

真ん中の山口県のところを見ていただくと、いままであまり獲っていないため、資源にあまり影響ないだろうということで、「若干」という具体的な数値が示されない漁獲枠でしたが、今回は具体的な数値で1,500トンという枠が設定されています。

過去の実績を見ますと、2,000トンとか1,500トンを超えるような漁獲実績もあり、漁獲の変動が大きいということで、国は1,500トンの倍の3,000トンまでは、漁獲が積みあがった場合、自動的に追加配分をするというルールを決めています。

3,000トンを超える漁獲は、山口県ではあまりないと想定しています。

31ページ目からは、公表の手続きになります。

さきほどもご説明したとおり、根拠法が漁業法になりまして、資源管理方針とは別に毎年漁獲可能量を公表する必要があります。

手続きですが、国が都道府県の漁獲枠を設定、知事が県方針の配分基準に従い枠を設定します。

知事は枠を設定するにあたり、関係海区漁業調整委員会に諮問、その後、農林水産大臣の承認、知事が漁獲枠の公表という流れになります。

2番目の知事管理漁獲可能量の設定ですが、今回お諮りするのが令和3管理年度、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間となります。

さば類の具体的な漁獲可能量ですが、県に割り当てられた枠が、1,500トン、先ほどお諮りした資源管理方針で中型まき網漁業への配分が8割ということで、中型まき網漁業に1,200トン、内海を含めたその他の漁業へは現行水準という枠になります。

それから3番目、付帯決議ですが、先ほど説明しましたとおり、国は漁獲実績が当初配分の75%に達した場合には、当初配分と同量まで段階的、自動的に留保枠を配分できるルールを示しています。

また、国は、いままでクロマグロではあったのですが、管理区分間の融通をする方針を示しております。

このようなことから国からの配分変更によって知事管理区分の数量変更が生ずる可能性が想定されます。このような場合、通常であれば関係海区漁業調整委員会にお諮りした上で、知事管理漁獲量の公表を行う必要があります。

漁獲枠が逼迫した状況の場合、委員会諮問の手続きのために漁獲できない期間が生じて漁業者が困ることが想定されます。

については、国からの配分変更によって漁獲枠変更が生じた場合には、円滑に漁獲を継続するため、(事前に委員会にお諮りすることなく)資源管理方針別紙の配分基準に基づいて知事管理漁獲可能量を変更することについてご了解いただきたい。

なお、委員会へは変更の内容を速やかに報告することとします。

その下が追加配分対応のイメージです。

今回お諮りする令和3年管理年度の漁獲可能量が県全体で1,500トン。中型まき網漁業が1,200トン。

例えば、追加配分が500トンであった場合、県全体が2,000トン、中型まき網漁業が1,600トンとなります。

それから2)のまあじの追加配分による漁獲可能量の変更については、海区委員会への諮問を省略し、基本方針別紙の配分基準に基づいて迅速に変更する旨、付帯決議をいただいています。

当時、融通による配分変更の議論はなかったため、今回、融通等による国からの配分変更についても、前回の付帯決議の対象とするようお願いいたします。

具体的な公表は、24ページにあるような形で行います。

今後、水産庁の認可を受ける際、軽微な変更も生ずる可能性もあるため、軽微な変更については県に一任をお願いします。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆さんご意見やご質問はございませんか。

梅田副会長 ちょっといいですか。  
近隣県の漁獲枠というのはどうなっていますか。例えば島根とか。

内田主査 島根はですね、かなり大きくて万トンレベルであったと思います。すみません、今、手元には数字がないですけれども。

梅田副会長 知事許可枠で？  
大中型まき網は国の枠でしょう。

内田主査 大中は国の枠ですね。大中まきには、大中まきの枠が設定されており

ます。

梅田副会長　　そうすると、例えば島根の場合は、隠岐の中まきやら県が許可出している船やろ？

内田主査　　はい。

梅田副会長　　それで何万トンもあるのですか。

内田主査　　何万トンではなく、1万トン程度であったと思います。

梅田副会長　　福岡は？

内田主査　　福岡は大した漁がないので、現行水準管理と言って数量枠は設定されていないです。うちの県で言えば、まいわしと同じような形になります。

梅田副会長　　さばの漁獲量ってさあ、1,900トンとか2,000トンとかっていう時もあるよね。この1,500トンって言うのはどうやって決めたわけ？

内田主査　　それは直近3年間の各県の漁獲量の平均から山口県のシェアが全国の何パーセントあるのかを計算し、それをTACにかけて計算されております。

森友会長　　よろしいですか。

梅田副会長　　はい。

森友会長　　他にございませんか。

山田委員　　追加枠っていうのは今年だけですか？

内田主査　　いえ、今後とも基本的には継続されるものです。

山田委員　　それも3,000トン？

内田主査　　当初配分の倍ですね。例えば、山口県の漁獲枠が広がって2,000トンになったら、その倍の4,000トンになるという風になっています。

森友会長　　山田委員よろしいですか。

山田委員 はい。

森友会長 他にありませんか。

それでは他にご意見がないようであれば、第2号議案の諮問について原案のとおり適当である旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 全員、異議なしと認めます。第2号議案については、原案のとおり適当である旨の答申をすることとします。

続きまして第3号議案「くるまえび及びがざみの採捕の禁止について」、事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 事務局の藤濱から説明します。

資料の34ページをお開きください。

「第3号議案 くるまえび及びがざみの採捕の禁止について」、委員会指示の更新です。

経緯を簡単にご説明します。

昭和59年度の放流効果実証事業の導入に伴い、宇部、小野田、山陽地区にくるまえび、がざみの保護区域が設定されることとなりました。

当該地区からの要望に基づき、昭和60年7月に第1回の委員会指示が発動されました。

この委員会指示は、くるまえび及びがざみ種苗の放流場所付近の海域について採捕禁止とすることで、放流効果を上げようとするものです。

以後、15回更新されています。

3年ごとの更新で、前回は平成30年でありまして、令和3年度が更新の年に当たります。

これまでの変更点ですが、直近の部分を説明します。

平成30年の更新の際、試験研究を適用除外することを追加しております。

令和3年4月28日付で、宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会から委員会指示の更新要望が提出されております。

内容ですが、概要として宇部市4ヶ所、山陽小野田市2ヶ所をくるまえび及びがざみについて採捕禁止とします。

指示の有効期間ですが、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間とします。

35ページから37ページが要望書の写しです。

38ページが委員会指示の案です。

内容について変更はなく、日付が変わるのみです。

以上で説明を終わります。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はありませんか。

-----意見・質問等なし-----

森友会長 それでは、ご意見がないようですので、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

森友会長 全員、異議なしと認めます。第3号議案について、原案どおり委員会指示を更新することとします。

続きまして第4号議案「山口県漁業調整規則第11条により定める制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 資料の46ページをお開きください。  
説明については、水産振興課からお願いします。

松永主査 水産振興課の松永です。  
46ページに知事からの委員会会長あての諮問文を載せております。  
内容については、山口県漁業調整規則第11条に基づき許可の制限措置及び申請期間を定めるものです。

昨年12月に漁業法が改正されまして、許可の手続きが変更されました。

改正前は、許可申請前にどういった基準で許可をするかということについて、委員会の意見を聴いた上で、あらかじめ取扱方針を定め、その基準に合致していれば許可するというものでした。

改正後は、新規許可をする際には、制限措置、許可の根本をなす内容を定めて、併せて申請期間を決めて、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、ホームページで申請を募る方式に変更されました。

この度お諮りするの、47ページに記載しておりますけれども、これが、制限措置の内容になります。

この度お諮りするの、県漁協光支店の漁業者の方からの許可要望による雑魚かご漁業の新規許可です。

この表の中に制限措置の内容を記載しておりますけれども、「漁業種類」が雑魚かご漁業、「許可又は起業の認可すべき船舶等の数」は1件、「船舶の総トン数」が5トン未満、「推進機関の馬力数」は定めなし、

操業区域については、後ほど説明します。「漁業の時期」は1月1日から12月31日まで、「漁業を営む者の資格」は山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者ということです。

操業区域ですが、48ページをお開きください。

いろいろ書いてややこしいのですが、共同漁業権の共第98号の区域となります。

備考欄に許可又は起業の認可の際に、操業区域の制限として別紙〈参考〉に係る条件が付される予定とあります。

その条件というのが、49ページに記載されているものです。

資料の51ページをご覧ください。

黒の太枠のところ共第98号区域になりますが、この度、許可要望されている光支店の漁業者が操業できる区域は、斜線の区域、共第78号の区域となります。

操業できる区域を拡大したものが52ページです。

共第98号を操業区域として、条件で実際に操業できる区域を限定しています。

47ページに戻ってください。

制限措置と併せまして、2番「許可又は起業の認可を申請すべき期間」実際に許可申請を募る期間ですが、令和3年6月21日から令和3年7月21日までの1カ月間を考えています。

説明は、以上でございます。

中村課長

1点修正がございます。

共第98号の区域は、地先の漁業権を含んでいませんので、操業区域は、共第98号の沖の線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域です。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はありませんか。

梅田副会長

これは、1件1件諮ることになるのですか。

例えば、四半期ごとにやることはできないの。

まとめてやる場合は、最初の人を待ってもらって期間が生ずるが、そういうやり方をしないと年間に何回も委員会を開催しなければならなくなる。

年に2回はあまりにも空きすぎるから、3カ月に1回、四半期ごとにやる方法を検討したらどうかと言ってきたが、そのあたりはどうなっているのか。

松永主査

今、まだ制度が変わったばかりで、体制が追いついていませんが、ご

意見を踏まえて検討してまいりたい。

森友会長 よろしいですか。

梅田副会長 はい。

森友会長 ほかにございませんか。  
ちょっといいですか。  
いままでは、申請を持っていけば、すぐ許可を出してもらえたものが、期間が必要ということになれば、中々せんない問題です。  
いろいろ検討した方がよさそうですね。

市川委員 ニューフィッシャーで研修していた者が小型底びき網漁業を廃業する者がいるので、その船を譲り受けてすぐにでも許可が欲しいという者が地区にいる。  
そういう者が3人も4人もおればよいが、1人しかいない。  
あまり待たせると、他の収入を探す必要があり、その許可は必要ないということになったりする。  
新規就業者は、貯金が少ないから許可をすぐ受けないと食べて行けない。  
そのため、新規の許可をすぐ欲しいということがある。そのあたりも考慮していただきたい。

中村課長 梅田副会長、市川委員のご意見もありましたが、今回の件は、資源管理方針の改正により委員会を開催する必要があったため、併せてお諮りしたものです。  
委員会の開催時期は、ほぼ決まっていますので、可能な限り、もともと開催する時期に併せてお諮りするようにしたいと思います。  
新規就業者が独立する時期は、分かりますので、早め早めに委員会の開催時期に併せて新規許可の事案をお諮りしたいと思います。

梅田副会長 市川委員の言われたことも解る。  
瀬戸内海の委員会は、年間10回位開催されるのですか。

澁谷事務局 4回から5回程度です。

梅田副会長 4回から5回位ですか。  
委員会の開催に合わせて新規許可を諮るというのであれば、そういうやり方もあると理解します。



森友会長           この許可は、7月21日までに出せるのですか。

松永主査           申請期間が7月21日までありますので、その後ということになります。

森友会長           新規就業者の場合は、良く考えて新規申請を募る必要がありますね。

中村課長           可能な限り漁業者の皆さんの負担にならないよう運用してまいりたい。

森友会長           ぜひお願いします。  
他にございませんか。

他にないようですので、知事からの諮問に対して特に異議はない旨の回答をすることとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

森友会長           全員、異議なしと認めます。第4号議案については、特に異議はない旨回答します。

続きまして第5号議案「漁業法第67条第8項に規定に係る申請要領の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

藤濱書記           事務局の藤濱から説明します。

資料54ページ、55ページをお開きください。

こちらは、漁業法第120条に規定する知事命令の事務フローです。

この度の申請要領に係る部分は、図でいいますと上から3つめの枠、「海区漁業調整委員会から知事に申請」の部分です。

どういうものかと言うと、委員会指示に従っていない者を現認した報告が調整委員会に上げられます。

その後、委員会でどういう対応をするか協議されます。

協議の結果、知事命令が必要ということであれば、知事命令の申請をする流れとなります。

委員会指示は、制度上、許可の制限措置等と違いまして、違反したからと言ってただちに罰則の適用があるものではありません。

知事が守るように知事命令を出した後、命令に違反した場合に罰則が適用されることとなります。

この度の変更部分は、漁業法が改正されたことにより根拠条文が67条から120条に変更されたため、その部分を修正するものです。

第5号議案の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

-----意見、質問なし。-----

森友会長 第5号議案については、原案の通り改正することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 本日の議題は以上です。  
次に報告事項に移ります。  
水産振興課から報告があります。  
「漁業法第67条に規定する知事命令に係る事務取扱要綱の一部改正について」、報告をお願いします。

土井主査 水産振興課から説明します。  
先ほど事務局から漁業法改正について説明がありました。  
資料の69ページをお開きください。先ほどは、3段目まで説明がありましたが、4段目の催告のところからが、委員会から知事に申請がされた後の手続きになります。  
具体的には、本人に催告書を送付し、その旨を委員会に通知します。  
催告書送付後、20日以内に異議申出があった場合は、催告に係る委員会指示の正当性の審議を行いまして、異議の申出に理由がない場合は、知事命令を発出することとなります。  
要綱は、平成16年に作成されたものですが、当時は、大分県の浮きはえなわが山口県海域で操業する事例が多発しました。  
当時、山口県では、委員会指示で浮きはえなわ漁業の操業を禁止していましたが、指導しても収まりませんでした。  
知事の裏付命令を発出することにより、適正化を図ろうということで要綱、要領が定められた経緯があります。  
要綱の改正については、70ページ以降に新旧対照表を示しています。  
基本的な部分に変更はなく、先ほどの要領と同様に漁業法改正に伴う根拠条文の変更になります。  
説明は以上です。

森友会長 説明が終わりました。  
ご意見、ご質問はありませんか。  
よろしいですか。

続きまして、「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」、報告をお願いします。

内田主査

資料の一番最後、76ページをご覧ください。

先ほどのさば類の漁獲可能量の変更のところで、国から追加配分があった場合は、すばやく漁獲枠を変更して漁業者のみなさんに操業していただけるような付帯決議をいただきました。

クロマグロでも同様に付帯決議をいただいております。

瀬戸内海海区については、今年の3月5日に付帯決議をいただいております。

こちらの付帯決議に基づきまして、クロマグロ、3月29日に令和3管理年度の漁獲枠を公表しております。

5月に国から前期管理期間の残枠の再配分がありまして、山口県に追加配分がありました。

資源管理方針の配分基準に基づきクロマグロの枠を表のとおり変更しております。

説明は以上です。

森友会長

説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

-----意見、質問なし。-----

森友会長

ございませんか。せっかくの機会ですので、皆さんから何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで終了します。慎重なご審議ありがとうございました。

(13:55 終了)